

平成19年(ワ)第1904号・4279号 ボランティア基金返還等請求事件

原告 鎌田まりみ 外35名

被告 アーク・エンジェルズこと林俊彦

準備書面 (被告13)

2009年(平成21年)11月9日

大阪地方裁判所 第11民事部合H係 御中

被告訴訟代理人弁護士 橋 口



同(担当) 太 田 健



記

第1 原告請求の証人等によっても原告主張は立証されていない

1 原告が請求した証人安田及び証人古谷の証言によっても、原告の主張は全く立証されなかった。

2 すなわち、証人安田は、広島ドッグパークでのレスキューに参加し、2008年5月には被告のレスキュー活動のスタッフを辞めたものの、被告が不正に金銭を使用したことは指摘できないと証言した(同証人調書40頁)。

また、同証人は、被告がホームページ上でシェルターを告知し、シェルターを作りたいと話していたと証言した上、シェルターは出来ればすばらしいことだと同証人自身も思っている旨を証言した(同37頁)。

そうすると、被告は、広島ドッグパークのレスキュー活動で集まった募金をシェルター建設に正当に使用したのであるから、被告の活動には何ら問題を

がない。

- 3 また、証人古谷は、乙6乃至10の作成にあたっては、被告の事務所で原資料にあたって調査した上、仕分けも確認しながら行ったと証言している(同証人調書8頁)。

そうすると、被告の金銭管理状況は乙6で記録されているとおりであり、何ら不自然・不合理な金銭管理はなされていなかったことになる。

- 4 さらに、原告本人らの供述は、ほとんどが憶測や伝聞であって、何ら原告主張を裏付けるものではない。

- 5 被告は、原告の求めに応じて、手元にある資料のみならず、調査囑託等にも積極的に応じてきた。その結果、原告は、被告側の資料を膨大に入手することが可能となったが、それらをもってしても、被告が正当に金銭管理をしていたことが明らかにはなっても、原告主張事実は全く立証されていない。

- 6 したがって、原告主張は、原告請求証人によっても全く立証されていないというほかない。

第2 被告は今もレスキュー活動をしている

原告らの主張からも明らかなおおり、被告は、現在は主に滋賀県にシェルターを建設して犬の保護活動に取り組んでいる。その費用は、広島ドッグパークでの募金によって賄われたが、上記のおおり、被告は当初からシェルター建設をホームページ上で告知し、シェルター建設を夢見ていた。

被告が、現在はレスキュー活動を辞めていたならば格別、現在もレスキュー活動を続けている。しかも、広島ドッグパークに関しては、保護した犬はすべて書面で管理され(乙11及び12)、避妊・去勢費用も支払われている(乙14)。

したがって、被告は、広島ドッグパークの際にも、現在も、犬のレスキュー活動を正当に行っており、被告の活動には何ら問題はない。

第3 本件はの一部は明らかに不当な請求である

原告宮崎誠は、労働賃金まで請求しており、明らかに不当な請求である。

この一時に加え、原告が被告開示資料広くネット上で公開していることからすれば、本件の目的は、真に募金の返還を求めるものではなく、被告の経理書類等をネット上で公開することが目的というほかない。

第4 結語

以上のとおり、被告は、広島ドッグパークレスキューで集まった募金や物資を適正に管理し、現在もレスキュー活動に従事し、それらの募金や物資はレスキュー活動に正当に費消されている。

たしかに、被告が記者会見を開くなどして募金の入金状況を説明した際に、一部不明確な点があったことは否めないが、だからといって、被告が不適正な金銭管理をしていたわけではない。被告の金銭管理状況の正しさは、これまで調査嘱託や被告が明らかにした資料等から十分に証明されている。

したがって、募金や物資は贈与としてそもそも返還対象とはなり得ないことからしても、本件請求はいずれも棄却されるべきである。

以上